

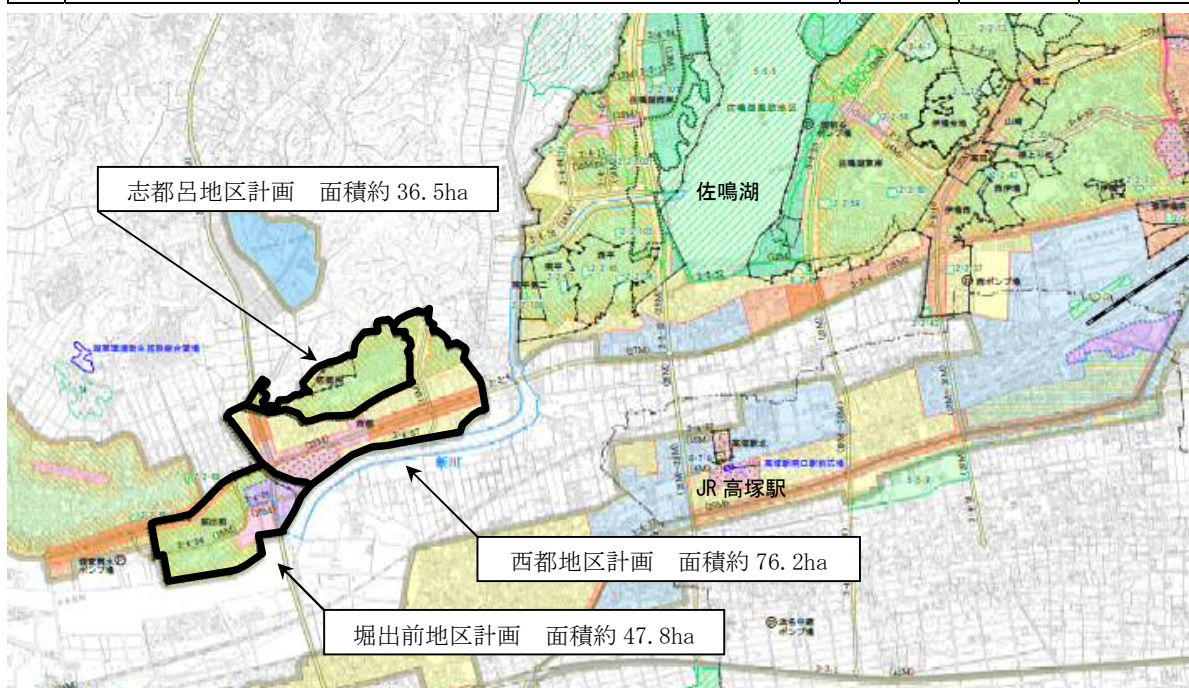
令和3年度第2回浜松市都市計画審議会について

このことについて、以下のとおり報告します。

○地区計画の変更

志都呂地区計画、西都地区計画、堀出前地区計画について、以下のとおり都市計画の変更をするもの。

変更内容	志都呂	西都	堀出前
(1) 区域の変更 区域界の道路位置の変更等に伴う区域界変更	○	○	
(2) 地区施設の変更・廃止			
① 区画街路4号線、5号線の幅員変更 ・交通機能の確保を確認し、計画幅員を6m→5mに変更	○		
② 地区緑地1号の廃止 ・道路法面として適切に保護することによる廃止	○		
(3) 用途制限の変更			
① 風営法関連 ・風営法改正に伴う表記内容の修正		○	○
② 障害者総合支援法関連 ・障害者総合支援法の施行に伴う字句修正			○
③ 子ども・子育て支援法関連 ・「幼保連携型認定こども園」の用途制限緩和		○	○



- ・以上について、令和3年度第2回浜松市都市計画審議会（令和4年2月14日）において審議され、了承された。